

## 講話

リーダーシップ発揮して  
健全化へ根本的改革を

警察庁生活安全局保安課

古谷洋一 課長

ただいま御紹介にあずかりました警察庁生活安全局保安課長の古谷でございます。

本日は、社団法人日本遊技関連事業協会の第24回通常総会にお招きいただき、お話をする機会を頂いたことに厚く御礼申し上げます。

まず、御列席の皆様におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりまして、改めて御礼申し上げます。

本日の臨時理事会では、深谷友尋氏が会長を退任され、新たに庄司孝輝氏が会長に選任されたと伺っております。深谷氏におかれましては、12年もの長きにわたり日遊協の会長として、生活安全警察行政の目指すところと想いを同じくして、ばちんこ営業の健全化に向けた様々な取組

を積極的に推進してこられました。振り返れば、業界に対する氏の貢献は、はるか愛知県遊協青年部の初代会長時代にもさかのぼることが出来るわけですが、この度、日遊協の会長職を退かれるに当たり、改めて長年の御労苦と御功績に深く敬意を表する次第であります。

新たに会長に選任された庄司氏におかれましては、深谷前会長同様にご当庁や他の関係団体と緊密な連携を図って、引き続き業界の諸課題に適切に対応していただきたいと思います。

15年前に片桐課長が  
講話で「示したこと」

さて、貴協会は、平成元年に設立されて以来、長きにわたり、各団体先頭に立って、ばちんこ営業の健

全化に尽くしてこられました。

しかし、誠に残念なことに、貴協会を始めとする各団体の御努力にもかかわらず、ばちんこ営業については、のめり込みに起因すると思われる各種問題、釘曲げを始めとする遊技機の不正改造事犯、賞品買取事犯、違法な広告宣伝・賞品提供等が後を絶たないなど、健全化を阻害する要因が依然として残され、改善が十分に進んでいないことも事実であります。

先頃、日遊協創立10周年時、20周年時の警察庁生活環境課長講話を眺めておりましたが、10周年当時の生活環境課長である片桐前警察庁長官は、次のように述べています。

「今年（平成10年）になっても、遊技機の不正改造事犯は根絶されていない。不正改造事犯の検挙件数は、

大幅に減少しているが、数字だけでは軽々に判断できない。『遠隔操作』という手口による事犯の巧妙化が進んでいる。それが相当蔓延しているというウワサもあり、検挙された事例は氷山の一角ではないかとも疑われる。これはまさしく『八百長』である。遊技機を不正に改造すると、出玉を狙う客に多額の金を使わせ、一時的には売り上げ増が図れるかもしれないが、長い目で見ると、ばちんこに対する国民の信頼を失い、ばちんこ離れを招く。ばちんこ店は、国民大衆ではなく一部のマニアの場になってしまふ」

また、こうも述べています。

「ばちんこをしない人も含めた支持を得る必要がある、自主的な健全化努力を続けること、その姿勢を世の中にアピールすることが大事。従来は、行政側からの指導で淡々動く傾向が見られたが、今後は自主的、自立的に目標を設定して国民に問い、目標達成に努力し成果を上げて頂きたい」

個々改善も基本的には  
変わっていないのでは

さて、この講話の10年後、当時の辻生活環境課長は、この講話について「今でも使えるなと思いました」と述べていますが、私も同じ気持ちであります。確かに、その時代その



パチンコ産業の問題点を厳しく指摘する古谷洋一保安課長

時代で大きな問題となった個々の課題については、一定の取組がなされ、改善がなされてきました。例えば遠隔操作といった手口は非常に少なくなるなど、平成10年当時の課題は大きく改善されたわけであり、これらに強いリーダーシップを発揮された実績が日遊協という団体の重みにもつながっているわけでありますが、こうした時代ごとの問題の発生につながった根本の部分については、実は余り変わることができていない、あるいは、変わりきれていないのではないかと考えているところ

です。  
レジャーの多様化、国民意識や経済情勢の変化等により、今、ばちんこ営業は、変革期を迎えています。顧客の新規獲得のハードルが一層高

くなっている現下の状況にあつて、業界は、健全化の徹底に向けた根本的な改革に手をこまねいてはならないと思います。その達成は決して容易なことではないと思いますが、貴協会を始め業界が一致団結して諸課題の一つ一つに責任を持って取り組み、真に健全で身近な大衆娯楽となるよう大きな一歩を踏み出してい

ただきたいと考えております。  
そこで、本日は、業界の健全化を推進する上で、当面特に対応が必要と考えることをお話ししたいと思

## 遊技人口減少の歯止め 低貸玉営業に本来の姿

ます。  
まず初めに、過度に射幸性を追求した営業の問題についてお話しします。

昨年公益財団法人日本生産性本部が公表した「レジャー白書2012」によれば、ばちんこ営業の売上げにおけるいわゆるヘビューザーへの依存度が大きくなっていることが推察されるところであり、業界がこれまで進めてきた安く安心して楽しむことができる遊技を幅広い年齢層の方に提供するという方向性に異変が生じているのではないかと危惧しています。レジャー白書に現れたこの結果は、限られた数のヘビューザーを1万2千を超える店舗が奪い合い、一部のマニアに向けた閉じた娯

楽として存続していくのではなく、幅広い年齢層を対象に新規にファンを獲得するために、今業界が何をしなければならぬかを真剣に考えなければならぬ時期にあることを物語っているのではないかと思います。

幅広い年齢層の人々にばちんこ遊技への興味を向けてもらう上で基本となるのは、遊技の敷居が低いこと、すなわち、特別に身構えずにふらつと気晴らしに立ち寄って、ポケットマネーの範囲内で後腐れなく適度に

楽しんで帰ることができるという身近な大衆娯楽としてのばちんこ本来の姿にほかならないと思います。そして、その本来の姿のばちんこを望むファンの多いことは、低貸玉営業が8割を超える店舗に普及しているという実態や一般に4円ばちんこより1円ばちんこの方が稼働率が高いと言われる実態からうかがい知ることができているのではないかと感じております。業界がこれまで進めてきた射幸性の抑制と低貸玉営業の普及・定着は、健全な形でファンの裾野を広げるとい点からも、業界にとつて意義のあることであり、遊技人口の減少に歯止めを掛けることを見据えた取組とも捉えられたいと思います。

## 横断的な組織を活かし 遊技として魅力向上へ

射幸性の抑制については、現在、貴

協会は、業界唯一の横断的団体であるという強みを生かして遊技機製造業者団体と協力し、遊技客のニーズに応えた射幸性の低い、幅のあるゲーム性を有する遊技機の開発に力を注がれていると承知しておりますが、貴協会が他のホール関係団体をリードして積極的にホールの現場の声を遊技機製造業者団体に伝え、業界全体で射幸性の抑制と本来の遊技の魅力の向上に結び付けていただ

きたいと考えております。

なお、本来のばちんこ遊技の醍醐味は、それが遊技である以上、遊技球の動きやリールが揃うか揃わないかといったことの楽しみにあるのであつて、その結果として表示される遊技球や遊技メダル等の数量に躍起になることではないと思っております。その意味で、遊技そのものの面白さによって、ファンが満足し、また、納得できるように遊技環境を業界全体で作りに上げていただきたいと思

ものですが、ばちんこ業界全体としては、大衆娯楽として、今後の展望が開けてくるということなのではないかと思えます。警察としては、そのために行われる業界の自主的な取組への支援を始め、必要と思われる努力を惜しまないつもりです。

## 店長交代や取材日宣伝 他産業ではありえない

次に、広告・宣伝等の健全化の徹底についてお話しします。

一昨年、昨年と連続して広告・設備等規制の遵守の徹底について指導文書を発出した結果、表立って規制に違反する事例は全国的に相当数減ったという印象を持っておりませんが、違法な広告・宣伝等を行っている業者が皆無となったわけではありません。従前からある「〇〇〇の日」、「店長就任記念」などといった文言によりいわゆる出玉イベントを告知するものがいまだに散見されるほか、新聞折り込みチラシと比較して目立ちにくいウェブサイトやブログ、会員メール等で、隠語を用いて出玉イベントを告知する業者も散見されます。また、表面的には、雑誌社が主催するライター等の取材イベント又はコンパニオン等の招致イベントと見せ掛けつつ、実際には、企画立案段階からばちんこ業者が主導して、実質的な出玉イベントを行おう

としているように推察される例も把握しております。

ここで、皆様に地元のスーパーマーケットや個人商店を思い起こしていただきたいのですが、一般に他の産業では、店長の交代を客に向けて大きく広告するようなことは見掛けないですし、取材されることを取材日前に客に広告することもないように思われますところ、このような手法が広告・設備等規制の運用方針の明確化以降に急に現れてきたことを踏まえれば、その意図するところは明らかであり、この業界と一般社会との間で感覚に大きなずれがあると感じざるを得ないところです。

## 特定日に多い出玉など 不正改造が前提にある

ところで、これまでも繰り返してお話しておりますが、そもそも出玉イベントとして特定の日に出玉が多くなるようにすることは、回胴式遊技機を高設定にする場合以外は、違法行為を前提とするもので、虚偽広告でなければ、釘曲げを始めとする遊技機の無承認変更を行っていることになるわけですから、いまだにこうした広告等を行おうとする業者は、その点でも警察から疑いの目が向けられるということに思いを致すべきですし、そうであるからこそこのような違法な広告・宣伝やその

背後にある不正改造に対する取締りが緩やかにならないのだということを理解していただきたいと思えます。

広告・宣伝等の健全化に関しては、既に、一般的には広告・設備等規制に抵触しないと考えられる表示例をお示ししているところであり、警察の指導取締りを受けなければ構わないというような体質を改め、業界が自発的に法に則って進めていくべきものと思っております。皆様には、広告・宣伝等の健全化を徹底するところが、遊技機の射幸性の抑制と同様に、過度なめり込み及びのめり込みに起因する犯罪等の防止という点でも意義を有することをよく認識していただき、自律的に法に則った広告・宣伝等が徹底されるよう取り組んでいただきたいと思います。

## 「広告表現」国会で質疑 厳粛に受け止めるべき

先日、国会で、ばちんこ営業の広告に関する質疑が行われました。質問に立った議員は、ばちんこの広告については、あまり魅力的な表現に過ぎると未成年者が必要以上の興味を持ってしまふとの認識を示されましたが、ばちんこ営業の広告が国会において関心を持って取り上げられたこと、そして、その在り方について懸念が示されたことを業界の皆様には厳粛に受け止め、広告・宣伝

等の健全化を徹底していただきたいと思えます。

広告・宣伝規制の運用方針が明確化されて以降、「イベント規制のために営業が厳しい」という声をよく耳にしますが、これは裏を返すと、これまでどれだけ違法が疑われる行為に頼り、正当な営業努力を怠ってきたか、あるいは、産業としての足腰をしっかりと育ててこなかったのかということでもあります。当庁からの度重なる指導を適度な射幸性の下で足腰の強い産業に生まれ変わる機会と捉え、風営法の遵守を徹底していただきたいと思います。

## 駐車場車内放置や犯罪 残念なのめり込み事件

次に、のめり込みの問題についてお話しします。

ばちんこ業界が健全化に向けて様々な取組を懸命に続けていながら、依然として、ばちんこへののめり込みが要因とみられる犯罪やばちんこ店の駐車場における児童の車内放置事件が散見されることは、誠に残念な事実であり、このような事件が報道されるたびに、ばちんこに対する国民の視線は厳しさを増すこととなります。児童車内放置事件の防止については、業界で策定した「子供の車内放置防止対策マニュアル」を一店舗一店舗がきちんと実践するとともに、

そもそも児童が同乗する車両については、駐車場への入場を断るという取組を進めるようお願いします。

昨年この席で同じようなことをお話しましたが、残念ながら昨年8月にもばちんこ店の駐車場で車内に放置された児童が亡くなる事件が起きていますことから、この状況を真摯に受け止め、着実な取組をお願いします。

## 相談機関支援で効果原因取り除く努力も

のめり込み問題全般については、ばちんこ依存問題相談機関「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」への支援を引き続きお願いしたいと思います。昨年、業界全体で営業所内外における注意喚起・広報啓発を強化されたこともあり、昨年度に同ネットワークが対応した相談の件数は一昨年度から倍増し、設立以来の相談対応件数は9千件を超えたと伺っております。同ネットワークにおいては、相談者への適切な助言や関係機関への紹介等を通じ、のめり込みに起因する問題が深刻化する前の段階で改善を図るだけでなく、のめり込みに陥った方の回復という観点からも、有益な取組がなされていると認識しております。引き続き、貴協会を含め、業界全体が同ネットワークへの支援等を拡大

し、のめり込み問題に悩み、苦しむ人々に対する十分な対応が行き届くようにしていただきたいと思えます。

のめり込み問題は、ばちんこ遊技の負の側面と言われますが、この負の側面にしっかりと取り組むことは、ファンが、安全に、安心して遊技できる環境整備の一環でもあります。そして、のめり込み問題を根本的に解決していくためには、過度の射幸性の追求というのめり込み問題のそもその原因について正面から目を向け、射幸性の抑制という原因療法に業界全体として取り組む必要があると考えます。これは、ばちんこ営業が、真の大衆娯楽として国民の信頼を勝ち取る上で避けては通れない道であり、また、最適かつ最短の道であると思えますので、業界においては、低い射幸性の遊技機の販売・使用の拡大等のばちんこ営業の在り方自体の見直しを推進し、業界を挙げて真剣にこの問題の絶無に取り組みんでいただきたいと思えます。

## 成果を上げる目遊協の不正改造防止策を評価

次に、遊技機の不正改造事犯の絶無についてお話しします。不正改造の検挙件数については、平成21年が12件、平成22年が6件、平成23年が6件、昨年は4件と、減少傾向にあります。その背景として、

不正改造情報の収集やこれを生かした不正に強い遊技機づくりといった業界の様々な取組が奏功していることが挙げられます。そして、その中

にあつて、貴協会は、PSIO事務局として、あるいはセキュリティ対策委員会事務局として不正改造防止対策に取り組まれており、また、ゴト事犯についても、その実態と対策の周知徹底や広報啓発活動により相応の成果を上げておられるものと承知しております。また、これらの取組に加え、一般社団法人遊技産業健全化推進機構の活動については、本日時点で立入検査店舗数が1万7千店舗を超え、この立入検査を端緒に検挙に至った事例も13件に上るなど、その成果が着実に上がっていると認識しております。同機構への支援は、業界がその自浄作用として大いに胸を張ることのできる重要な取組であり、皆様には引き続き、業界全体で機構への理解を深め、その活動を強力に支えていただくとともに、機構から発表される不正改造情報等の活用を進めていただきたいと思います。

## 釘曲げに手染めるのは許されない「いかさま」

他方、こうした業界団体の取組の一方で、不正改造の手法は一層複雑巧妙化しており、主基盤のICやサ

ブ基板に対し不正が行われているにもかかわらず、カシメの偽造も含め、その不正の痕跡が巧妙に隠され、非常に分かりづらいものが認められますし、いわゆるノーマル戻しが疑われる遊技機も散見されます。このほか、安易に又は当たり前のこととして釘曲げに手を染める業者者が依然として後を絶たないことも踏まえると、いまだに不正改造は根強く、相当数行われていると考えられます。

さらに、人気の高い一部の回胴式遊技機に集中して、それも同一営業所内で複数台にわたり、メダルセレクトのキャバーやパネが欠損している事例も頻繁に発生しております。また、ゴト事案の中には、ホールの従業員が関与するケースもみられるところですが。

釘曲げを始めとする遊技機の不正改造は、本来店がコントロールできないはずの遊技機の性能に変更を加えるという点で、絶対にあつてはならない「いかさま」であり、風営法の規制に反するだけでなく、遊技客の信頼を裏切る行為であります。業界のイメージを、そして社会的地位を上げようと、業界では長年にわたる努力を続けてこられました。他方で、このような風潮に改善がみられなければ、いつまでも真の意味での大衆娯楽とはなり得ないでしょうし、ファンでない人々からの好意的

な評価にも結びつかないのではないかと思います。

## 業界の慣習を理不尽に法に優先させる身勝手

警察といたしましては、引き続き、遊技産業健全化推進機構とも積極的に連携しつつ、厳正な取締りを行っていくこととしておりますが、この種の事犯は、警察の取締りのみによってなくなるものではありません。不正改造事犯やゴト事犯を防ぐためには、営業者のみならず、管理者の下で個々の従業員が遊技機の日常点検を確実に実施するなど、強い責任感を持って根絶に取り組むことが重要であり、営業者の皆様には、管理者や従業員の指導も含めた各種取組を積極的に進めていただきたいと思います。

ところで、遊技機の部品の変更に ついては、必要な手続が法定されているにもかかわらず、昨今、遊技機の故障や経年変化に際し、一部の部品に限っては、なぜか所要の手続を踏まずとも営業者が勝手に原状回復措置を実施できるという身勝手な解釈が流布しているようであり、危惧しております。

今更お話しするまでもないことですが、遊技機の部品の変更については、風営法等の解釈運用基準に限定列挙されている同一規格の範囲内で

行われる同色のランプの更新等の極めて軽微な部品の変更を除き、風営法所定の手続を経ないと変更することはできず、これに例外は存在しません。業界の慣習を法に優先させるような状況が散見されることは、業界の社会的地位や評価を著しく損なうものです。皆様には、風営法の規制の枠内で特別に営業が許されている産業であることをよく御認識いただき、その枠内で、合法的に、そして健全に営業を営んでいただきたいと思っております。

## 賞品提供等にもみられる牽強付会の解釈の流布

次に、賞品買取事犯の絶無についてお話しします。

賞品買取事犯については、これらもいまだに後を絶たず、昨年は4件、本年も既に3件を検挙しております。御案内のとおり、賞品の買取り、買取りに係る規制は、現金提供の禁止や遊技機の規制と並ぶばちんこ営業の根幹を成す規制の一つであり、ばちんこ営業が賭博と一線を画す営業となるためには必ず遵守しなければならぬ規制であることを、業界の隅々に至るまで徹底していただきたいと思っております。

過日、某県において、県遊協の主導の下、組織的に賞品の買取りを行っていたことが判明しました。

これは、県遊協のトップである理事長以下の組合員全員が、風営法の趣旨や度重なる行政指導の内容をよく理解していなかったことが主たる要因であると思っております。第三者を装った景品買取法人の設立を始め、いかなる方法であれ、ばちんこ営業者が賞品の買取り・買取りに關与することは絶対に許されません。

なお、本件に関連して是非お話ししておきたいのは、風営法の規定については、第23条関係だけでなく、その他の規定についても、当庁から解釈が示されているにもかかわらず、しばしば牽強付会の解釈が業界関係者による書き物や発言によって流布



日野洋一理事(右)、内ヶ島隆寛理事(中)と談笑する古谷課長

されることがあることについてです。これらの内容については、風営法、警察法、行政法等々から見ても明らかに初歩的な誤りがみられるものも多く、こうしたものは、かえって業界の未来を損なうものであると考えます。各種法令についての正しい知識と理解は、貴協会が新たに立ち上げられた遊技産業活性化プロジェクトを進める上での土台となると思われ、まずと、日遊協の皆様には、法令や当庁が発出した文書、講話等の第一次情報に基づいて正しく知識を研さんする姿勢を、業界に広く、そして深く根付かせていただきたいと思います。

## 消費税、変更手続きで要望に対して近く対応

次に、適切な賞品提供の徹底についてお話しします。

現在、全国で、ばちんこ営業に係る賞品の取りそろえ状況についての実態調査を実施しております。ばちんこ営業に係る賞品の取りそろえについては、平成18年12月のホール関係5団体の決議により、相当程度充実してきているように見受けられますが、賞品の取りそろえの充実は、客の多様な要望を満たし、換金需要を低減させるためのものであり、法令上の義務であるだけでなく、ばちんこが大衆娯楽として国民の支持を

受ける上で業界において自主的に取り組まなければならない事項であると思います。したがって、貴協会には、他団体と連携して、賞品の取りそろえの充実に不断に努めていただきたいと思えます。

なお、その際には、無体物等といった法に抵触する賞品の提供がなされないことにも注意をお願いします。また、賞品の提供に関して、いわゆる一物一価は、風営法等に明記されている等価交換規制の下では当然のことです。しかしながら、ごく最近も、一部のホールにおいて、いわゆる一物二価を始めとする違法な賞品提供が行われていたとの報告があったり、いまだに警察が黙認しているなどという誤った発言がみられたりするところであり、非常に残念に思っております。皆様には、風営法やその下位法令の関係条文を改めて御確認いただき、賞品について、その取りそろえの充実と併せて、遊技の結果に対する健全なおまけとして、市場価格に基づく適切な提供がなされるよう徹底していただきたいと思えます。

次に、業界を挙げた遊技機の適正な管理の徹底についてお話しします。昨今、いわゆる「金スロ」や「闇スロ」と呼ばれる賭博事件の検挙が続いております。このような事件は、

ばちんこ営業者が行っているものではないかもしれませんが、かつてばちんこ営業に使われていた遊技機が改造された上で犯罪行為に使用されているということは事実であります。現在、貴協会が事務局を務めるセキュリティ対策委員会において、機歴管理の在り方について検討されていると承知しておりますが、貴協会を始めとする関係各団体が、ばちんこ営業者遊技機製造業者、遊技機販売業者というそれぞれの立場で自ら何ができるかを真剣に考え、具体的な成果に結び付けていただきたいと思えます。

次に、消費税への対応についてお話しします。ばちんこ営業における消費税の徴収の在り方については、消費税の増税論議を踏まえ、当庁においてもこれまでの経緯を踏まえつつ、整理を行っているところであり、その結果については、皆様が十分な準備期間をとれるよう、できるだけ早期にお示ししたいと考えております。

## 違法な営業に厳しく 善良な風俗等を維持

ばちんこ営業者の皆様には、当庁からの整理が示された後において、営業上是正を要する部分があれば、適切かつ速やかに是正していただきたいと考えております。

最後に、ホール関係5団体風営法検討会からの要望事項への対応状況についてお話しします。

現在、ホール関係5団体風営法検討会から受けている遊技機の変更手続等の運用の見直し要望については、夏を目前に回答をお示しできるのではないかと思っています。

なお、遊技機等の変更手続については、そもそも業界において変更手続に係る法令の規定の遵守が徹底されることを前提に検討を行っておりますところ、先ほどお話ししたような、身勝手な解釈による変更手続の省略等については厳に慎むよう、改めて業界内で責任を持って徹底していただきたいと考えております。

ばちんこは、参加人口が減少したとはいえ、なお1260万人という非常に多くの方々が楽しんでる代表的な大衆娯楽です。

ばちんこ業界が目指すべき真の大衆娯楽というのは、国民に憩いと潤いを与えるものだと思います。その前提に立てば、ばちんこ営業の基本は、過度に射幸性を追求する営業とは一線を画した、誰にとっても身近で、手軽に、安く、安心して余暇を費やすことのできる健全な遊技となることであり、それにより、地域社会に根付き、地域社会との「絆」を

しつかりと構築することであると考えます。

当庁からの指導や要請は、業界が風営法の規制を再認識し、その遵守を徹底し、法に照らして非難を受けない健全な業態を確立していただきたいという観点によるものであります。その意味で、違法な営業実態を既得権益のように考えている営業業者に対しては、警察として、一切手を緩めることなく取締りを進めていくつもりです。当庁としては、業界が進めている健全化の取組を後押しするとともに、違法営業者にやり得をさせて、真面目に違法営業に努める者が損をするというようなことのない、違法営業者同士による公正な競争環境の整備に努め、これにより善良な風俗等の維持に努めていきたいと考えております。

本年が、ばちんこ営業の健全化が強力に推進された年として業界の歴史に位置付けられる年となりますよう、貴協会が業界の横断的組織というその特色を十分に発揮して、国民的な娯楽産業としての社会的地位の向上と健全化に向けて御尽力されることを期待しております。

結びに、貴協会の益々の御発展と皆様方の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の話を終わります。御静聴ありがとうございました。